

※所得について:対象に該当するかは、所得証明書をご確認ください。両親が共働きなど、生計を一にする親族に収入がある場合は合算になります。

【源泉徴収票の場合】

課税所得＝「給与所得控除後の金額ア」－「所得控除後の金額イ」

【確定申告書Bの場合】

「課税される所得金額㉔」をご確認ください。

専従者がいる場合は、「課税される所得金額㉔」に「専従者給与(控除)額の合計額㉕」と「青色申告特別控除額㉖」を足してください。

【課税・非課税証明書の場合】

役所で出していただく必要があります。「課税金額」の欄をご確認いただくか、「所得控除の内訳」と「所得の内訳」が記載されているものを発行していただき、ご自身で計算をお願いします。

「給与所得」－「所得控除の合計額」＝課税所得 です。

所得証明書発行時の内容と現状に大きく変化がある場合はご相談ください。